

議案第 59 号

保育所条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

令和 8 年 9 月 2 日提出

熊取町長 藤 原 敏 司

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）の施行により、国家戦略特別区域法に基づく特例措置である「地域限定保育士制度」が一般制度化され、大阪府が本制度を活用することを国から認められたことを受け、保育士の資格について規定する条例において「地域限定保育士」を併記する必要性が生じたため、この条例案を提出するものです。

保育所条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(保育所条例の一部改正)

第1条 保育所条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員)	(職員)
第3条 保育所に所長、保育士（ <u>大阪府の区域に係る児童福祉法第18条の29に規定する地域限定保育士及び大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u> ）、その他必要な職員を置く。	第3条 保育所に所長、保育士（ <u> 大阪府の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。</u> ）、その他必要な職員を置く。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

